平成２１年（フ）第１９００号
福岡市博多区美野島３丁目４番20―506、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市長浦台４丁目５番11号
破産者　池上　邦俊
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５５５号
栃木県日光市大室666番地
破産者　齋藤　雄史
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３２号
最後の住所埼玉県比企郡滑川町大字土塩72番地１
破産者　亡杉田一芳相続財産
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４２５５号
大阪府高槻市野見町２番33号高槻市立文化会館内
破産者　財団法人高槻市体育協会
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５１０号
愛知県岡崎市八帖南町字立島46番地３
破産者　山九食品工業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第８５０号
愛知県豊田市錦町１丁目43番地
破産者　豊田興業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
愛知県安城市新田町郷西３番地８
破産者　株式会社エイチ・アール・シー
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
鹿児島県伊佐市大口原田985番地
破産者　有限会社よしむら石油
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２７９８号
福岡市中央区今泉１丁目19番８号
破産者　株式会社イグニションワイ
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３３１号
群馬県北群馬郡吉岡町漆原1001―３　石倉アパート８号、開始決定時の住所群馬県前橋市清野町158番地
破産者　間仁田秋芳
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２９３２号
福岡県古賀市筵内1383番地１
破産者　森田　勝子
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４９４号
広島県安芸郡海田町南幸町11番33号
破産者　柿谷　恒生
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９０号
広島市中区吉島西３丁目12番７―101号
破産者　住本　　昭
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１９号
沖縄県宮古島市平良字下里1021番地１、住民票上の住所沖縄県石垣市字真栄里97番地の４　コンフォート真栄里302
破産者　下地　米子
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３８２号
福島県伊達市月舘町糠田字坊田１番地
破産者　齋藤　忠則
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２８７号
富山市堀30番地１　アジアアパート１号
破産者　大聖　公子
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３号
富山市東岩瀬町328番地
破産者　若林商会こと　若林　孝信
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２号
愛知県安城市池浦町池浦93番地36　ファイン・フォート101
破産者　黒田　昭典
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３７号
愛知県岡崎市東大友町字塚本33番地１　クレールヴィラＩＹＯＤＡ308、開始決定時の住所愛知県岡崎市中園町字宮前20番地３
破産者　寺島　清彦
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係